



ニュースリリース 平成 27年 10月 26日

創業支援融資「常陽創業支援プラン」の新設について



常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、地方創生に向けた取り組みの一環として、茨城県内で創業や新規事業の立ち上げを予定しているお客さま向けに融資商品「常陽創業支援プラン」を新設しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、茨城県よろず支援拠点*と連携し「創業支援の相談窓口」の設置や「創業支援ハンドブック」の作成を行っており、事業計画策定のご相談から資金計画のご相談に至るまで幅広く対応しております。

今回新たに茨城県保証協会と連携した専用の融資商品を創設することで、創業等をご検討のお客さまを資金面でもサポートいたします。

当行は、今後とも、地域の皆さまとともに地方創生に向けた取組みを進め、地域経済の活性化に貢献してまいります。

※茨城県よろず支援拠点…中小企業の皆さまが抱える売上拡大や経営改善等の経営課題への対応を目的として、茨城県中小企業振興公社内に設置された相談窓口です。

記

○商品概要

名称	常陽創業支援プラン	
プラン	創業支援	新規事業支援
融資対象	茨城県内で創業を予定する方、または創業後5年以内の方	茨城県内で既に事業を行っている事業者の方で、新規事業を立ち上げる方
融資金額	10百万円以内	運転資金：50百万円以内 設備資金：100百万円以内
資金使途	運転資金・設備資金	
融資期間	運転資金：最長5年、設備資金：最長10年	
融資利率	当行所定の金利	
取扱開始日	10月28日(水)	

以上